

# (続) 消防法令用語の基礎知識

～第14回～

初めて予防行政に携わる人と、もう一步広い知識を求めている人のために

## 防火対象物点検報告制度

消防法令研究会

今回は、平成14年に行われた消防法の改正により新たに導入された「防火対象物点検報告制度」について解説する。

### 1 制度導入の経緯

「防火対象物点検報告制度」は、平成22年6月号(P102～)で解説した「特定一階段等防火対象物」と同様、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を受けて行われた法令改正により、新たに導入された制度である。

法令改正の基となったものの一つが消防審議会での議論の結果である。平成13年12月26日に消防庁長官に提出された消防審議会の答申（小規模雑居ビルにおける防火安全対策（以下「本答申」という。））の提言内容の中で防火対象物点検報告制度に係るものだけを抽出すると、次のとおりである。

（本答申抜粋）

#### 第2 防火管理の徹底

##### 2 点検報告制度の拡充

###### （防火対象物の総合点検報告制度（仮称）の導入

消防法に基づく点検報告制度は、現在、消防用設備等の機能等に係るものに限られており、防火管理に係る事項はその対象となっていない。しかし、小規模雑居ビルのみならず全防火対象物に防火管理関係の違反が多い現状にあるほか、用途変更に伴って消防法令の基準に適合しなくなる場合も多く、現在の消防機関の体制では、その実態を十分に把握できる状況ではない。

このため、現行の消防用設備等の機能等に係る点検に加えて、一定の防火対象物については、消防法令、火災予防等に係る専門知識を有する者が、用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を消防機関に報告するとともに、防火対象物の利用者に分かるよう点検

済である旨等の表示を行うこととする必要がある。なお、この制度の導入に当たっては、一定期間にわたって違反実績がないなどの優良な防火対象物については十分に配慮するなど合理的な制度とする必要がある。

また、消防機関は、この報告結果を踏まえて、立入検査の効率化、重点化を図る必要がある。

なお、本答申の中で記載されている消防用設備等の機能等に係る点検は、法第17条の3の3に規定されているものであるが、枝番がついていることからもわかるように消防法制定時から規定されていたものではなく、昭和40年代後半に発生した大火災（大阪千日デパートビル火災（昭和47年5月1日発生、死者118名）、熊本大洋デパート火災（昭和48年11月29日発生、死者100名）等）を受けて改正された消防法（消防法の一部を改正する法律（昭和49年法律第64号））により追加されたものである。

###### （防火管理関係の違反状況）

また、本答申の中で「小規模雑居ビルのみならず全防火対象物に防火管理関係の違反が多い現状にある」とあるが、これは次のような資料からもわかる。

###### 全防火対象物（平成13年消防白書から）

防火管理	防火管理者選任	義務対象物数	1,016,942	選任率(%)	73.4
	消防計画作成	義務対象物数	1,016,942	作成率(%)	64.2
	共同防火管理協議事項届出	義務対象物数	75,369	届出率(%)	61.6
消防用設備等	屋内消火栓設備設置状況	義務対象物数	77,539	設置率(%)	96.1
	スプリンクラー設備設置状況	義務対象物数	28,941	設置率(%)	99.5

## 小規模雑居ビル（本答申から）

	防火管理者選任届	義務対象物数	8,407	違反有(%)	59.2
	消防計画作成	義務対象物数	8,407	違反率(%)	64.7
	共同防火管理 協議事項届出	義務対象物数	8,407	違反率(%)	58.7
消防用 設備等	屋内消火栓設備 に係るもの	義務対象物数	1,724	違反率(%)	9.5
	自動火災報知設 備に係るもの	義務対象物数	6,229	違反率(%)	42.0

※ 義務対象物数…立入検査実施対象物のうち法令上の義務が生じているもの

## 2 防火対象物点検報告制度の概要等

### (防火対象物点検報告制度)

本答申を受け、防火対象物点検報告制度の創設に係る関係法令（（消防法の一部を改正する法律（平成14年法律第30号）以下「14年法」という。）、（消防法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第274号））、（消防法施行規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第105号））が改正された。この制度の概要を簡単に説明すると

「一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理上必要な業務等について、1年に1回、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならず、またその点検の結果、基準に適合している場合には、点検済みの表示を付すことができる。」ということになり、図で説明すると下図のようになる。

この概要は、14年法により新たに追加された法第8条の2の2第1項の条文をほぼ引用したものであるが、もう少し詳しく内容を確認してみる。

#### (点検の対象となるもの)

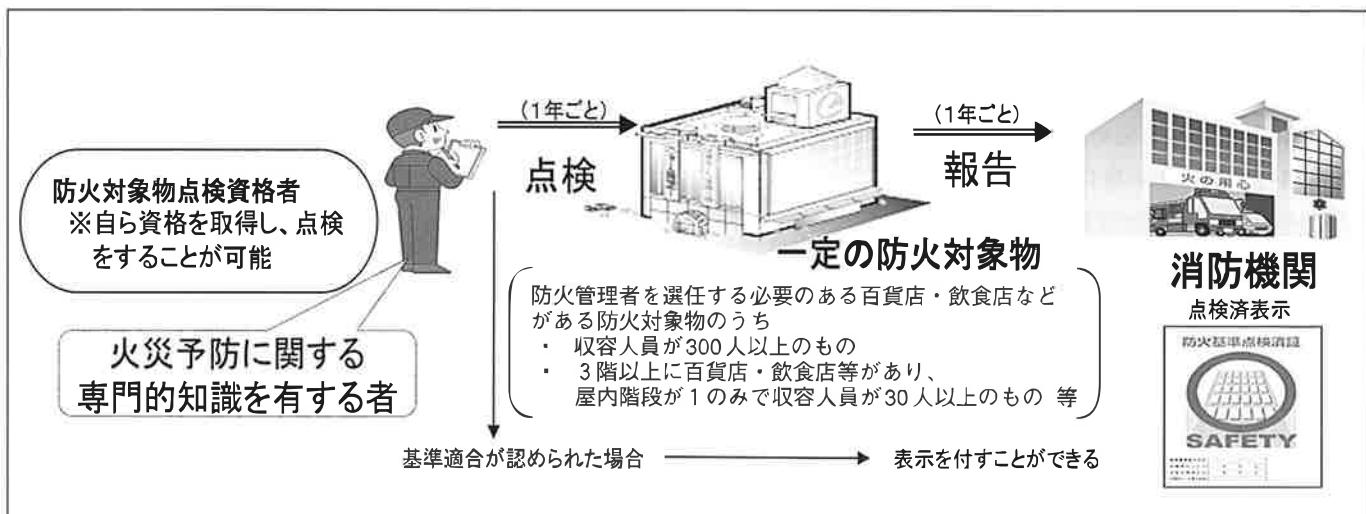
まず、防火対象物点検報告制度の対象については、法第

8条の2の2において、「法第8条第1項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるもの」と規定され、その委任を受けた令第4条の2の2において「①収容人員が300人以上のもの」及び「②特定一階段等防火対象物」と定められている。

このことから防火対象物点検が必要となる防火対象物の前提条件が「法第8条第1項に該当すること」ということがわかる。なお、平成18年1月に長崎県大村市で発生したグループホーム火災を受け行われた政令の改正により令別表第一(6)項口並びに(6)項口に供される部分が存する(16)項イ及び(16)の2)項については、法第8条第1項の要件が「収容人員10人以上のもの」と規制が強化されたため、3階以上の階に当該用途が存する等「②特定一階段等防火対象物」の要件に該当するものについては、注意が必要である。（このようなケースが実在するかは別にして法令上次のようなケースは新たに防火対象物点検報告の対象となる。例1：1階～3階までの収容人員が各9人の(6)項口 例2：1階が(6)項口、2階が事務所、3階が物販店舗（収容人員は各階5人）の(16)項イ ※例1及び例2とも特定一階段等防火対象物に係る構造要件を満たしたもの）  
(点検を行う者)

次に、防火対象物点検を行うことができる者についてであるが、点検の実施者は「火災の予防に関する専門的知識を有した防火対象物点検資格者」となっており、規則第4条の2の4第4項において、「一定の資格を有する者で登録講習機関が発行する免状の交付を受けている者」と定められている。その免状の交付を受けるための資格要件は、同項に規定されているが、消防設備点検資格者となる要件（規則第31条の6）と比較しても、その一例として消防設

#### 防火対象物点検報告制度・消防設備点検報告制度の概要



備点検資格者が「一級建築士又は二級建築士」となっているのに対し、防火対象物点検資格者が「一級建築士又は二級建築士で、建築物の設計若しくは工事監理又は建築工事の指導監督について5年以上の実務の経験を有する者」となっていることから、かなり厳しいものであることがわかる。

※ 防火対象物点検資格者となるための要件のうち防火管理者に係るものについては、当初「防火管理者として選任された者で3年以上その実務の経験を有するもの」に限られていたが、事業所における資格者養成のニーズの高まり等を踏まえ、平成18年に省令が改正（「消防法施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第116号）」以下「116号省令」という。）され、「防火管理者講習の課程を修了した者で、5年以上の実務経験を有するもの（防火管理者として選任されてなくともよい）」が追加された。

また、同項により防火対象物点検資格者に係る講習を実施することができる登録講習機関としては、省令（「消防法施行規則第4条の2の4第4項に規定する登録講習機関を登録する省令」（平成16年総務省令第114号））により、現在「財日本消防設備安全センター」が登録されている。

なお、防火対象物点検資格者に点検を実施させる義務を負っているのは、法第8条により防火管理者に防火管理業務を行わせる義務を負っている者と同じ「（当該防火対象物の）管理について権原を有する者」であることはいうまでもない。

#### （点検結果に係る表示等）

防火対象物点検資格者により点検を行う項目については、法第8条の2の2において「防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項」と規定され、その具体的な要件は規則第4条の2の6第1項及び告示（「消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき防火対象物の点検基準に係る事項を定める件」（平成14年消防庁告示第12号））で定められている。その内容は、「防火管理に関する事項」、「防炎規制に関する事項」、「圧縮アセチレンガス等の貯蔵に関する事項」等であり、法令で求められている火災の予防上必要な事項が網羅されている。

点検の結果、点検対象事項に

適合していると認められた防火対象物については、「防火基準点検済証（規則第4条の2の7第2項）」を防火対象物に付することができますこととなっている。この表示は、防火対象物全体の消防法令の適合状況をその利用者等に分かりやすく情報提供することを目的としているため、対象となる防火対象物でその管理について権原が分かれているものにあっては、防火対象物全體が点検対象事項に適合していることが必要である。



防火基準点検済証

### 3 特例認定制度

防火対象物点検報告制度には、特例認定制度も規定されている。（法第8条の2の3）

特例認定制度の概要を簡単に説明すると「防火対象物点検報告制度の対象となる防火対象物のうち一定の要件を満たしているものは、当該防火対象物の管理について権原を有するものの申請により、消防長又は消防署長が特例を設けるべき対象物として認定することができる。」制度ということになり、図で説明すると下図のようになる。

防火対象物点検報告制度は、火災予防上必要な事項について高度な知識を有する資格者に点検させるものであり、継続的に実施することが望ましいものであるが、消防法令のうち火災の予防に関する事項を一定期間継続して遵守している防火対象物については、管理権原者により継続的に消防法令の基準への適合を確保できる体制が備えられている

#### 特例認定制度の概要



る等、防火安全性が必要な水準に達していると判断できることから、本制度に係る点検報告義務を一定期間免除できるとする特例制度が設けられている。

#### (特例認定基準)

この特例を受けるための要件は、「①申請者が当該防火対象物の管理を開始したときから3年が経過していること」、「過去3年以内において「②消防法令等に違反したことにより命令を受けたことがなく、かつ受けるべき事由が現ないこと」、「③特例認定の取消しを受けたことがなく、かつ受けるべき事由が現ないこと」、「④防火対象物点検報告を怠ったことがなく、かつ虚偽報告を行ったことがないこと」、「⑤防火対象物点検の結果、点検対象事項が点検基準に適合していること」」及び「⑥消防法令の順守の状況が優良なものとして省令で定める基準に適合していることを全て満たしていることである。(法第8条の2の3第1項)

また、⑥の具体的な要件は、規則第4条の2の8第1項で規定されているが、毎年実施する防火対象物点検の項目(同項第1号)に、消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る項目が加えられている(同項第2号及び第3号)。ここで疑問が生じるのは、法第8条の2の2第1項ただし書きで防火対象物点検の対象から除外されている「法第17条の3の3の規定による点検及び報告の対象となる事項」が、何故規則第4条の2の8第1項第3号に「法第17条の3の3の規定を遵守していること」として規定されているかである。

この点については、防火安全室から発出された通知(「防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について」(平成14年消防安第122号)以下「122号通知」という。)問24において、次のような見解が示されている。

(問24)(中略) 消防用設備等点検報告の点検基準に適合しないと認められた場合、法第8条の2の3第1項第3号の認定要件を満たしていないと考えてよいか。

(答) 法第8条の2の3第1項第3号に基づき定められた規則第4条の2の8第1項第3号の基準は、法第17条の3の3の規定を順守していることであるため、消防用設備等の点検基準に適合しないことのみにより認定要件を満たさないことにはならないものである。

この場合、申請後の検査により規則第4条の2の8第1項第2号の基準に適合しないことが判明する可能性が高いものである。

#### (消防機関による検査)

特例認定を受ける手続きの中で通常の防火対象物点検と大きく異なる点は、消防機関による検査を受けなければな

らないということである(法第8条の2の3第2項)。防火対象物点検については、点検の結果を消防機関に報告すれば足りるが、特例認定を受けるためには、必要な書類を添えて、消防機関に申請し、消防機関の検査を受けた上で認定、不認定の判断が行われることとなっている。

この特例認定に係る運用については、防火安全室から発出された通知(「消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用について」(平成14年消防安第117号))により「検査は、書類確認及び立入により行うこと」、「過去の立入検査の結果の状況等から、消防長又は消防署長が認める範囲で、検査の簡素化を図ることができるものであること」等が示されている。

#### (特例認定の効力)

特例認定基準を満たしていると認められる防火対象物については、一定期間防火対象物点検に係る点検の実施・報告義務が免除されることになるが、特例認定の取消事由(法第8条の2の3第6項)に該当しない場合であっても、「認定を受けてから3年が経過したとき」及び「管理権原者に変更があったとき」は、その効力を失うこととなる。(法第8条の2の3第4項)

条文だけ読めば、特例認定を受けてから3年間経過すれば、特例認定の効力が無くなり再度防火対象物点検を行う義務が生じるようにも見えるが、当該認定を受けている期間内にも特例認定取得の申請(更新)を行うことを許容しているため、火災予防に係る法令の順守の状況が明らかである防火対象物については、継続して特例認定を受けることが可能である。

なお、再認定(更新)を受ける際には、特例認定基準のうち防火対象物点検に係る事項(法第8条の2の3第1項第2号ハ及びニ)については、その要件から除外されているので注意が必要である。(「防火対象物定期点検報告制度に係る執務資料について」(平成15年消防安第16号)以下「16号通知」という。問12参照)

※ 122号通知や16号通知以外にも防火対象物点検報告制度に係る執務資料は発出されているので、運用に係る詳細についてはこれらを確認したい。「執務資料の送付について」(平成15年消防安第177号)、「執務資料の送付について」(平成16年消防安第207号))

#### (防火優良認定証の表示)

特例基準を満たした防火対象物については、その旨を防火対象物に表示をすることができ、その表示については、規則第4条の2の9第1項で定められている。平成18年9月30日までは次のようなものであった。

しかしながら、旧防火優良認定証はデザイン的にわかり

づらいとの声が多く聞かれたことから、平成18年に公布された116号省令により、消防の安心・安全マークとして、広く国民に認知されている消防章を基調としたデザイン（適マークのデザイン）に見直しが行われた。



旧防火優良認定証



現防火優良認定証

現在の防火優良認定証は、後述する「適マーク」を強く意識したものであり、本表示が平成18年10月1日から施行されたのも、平成18年9月30日をもって「暫定適マーク」の運用が廃止されたためである。なお、116号省令附則により、旧防火優良認定証は、特例認定の効力が失われる日（原則として当該認定を受けてから3年後）までの間、引き続き使用できるとなっていたが、平成21年9月30日をもって、この表示が付されている防火対象物は無くなつた。

#### 4 適マーク制度及び防火自主点検済証

平成15年10月1日から防火対象物点検報告制度の運用が開始されたが、それ以前に防火対象物全体の防火対策を推進する制度として、「適マーク制度」があった。

適マーク制度は、川治プリンスホテル火災（昭和55年11月20日発生、死者45名）を契機に導入されたもので、法令ではなく消防庁次長通知（「防火対象物にかかる表示、公表制度の実施について」（昭和56年消防予第111号）以下「111号通知」という。）により、要綱等を定めて推進されたものである。

本制度は、消防機関が、対象となる防火対象物に立入調査を行い、防火管理の状況や消防用設備等の設置の状況等について、111号通知中の要綱で定められた「表示基準」により審査し、その基準のすべてに適合していると認められるものに「適マーク」を交付するというものであった。2年以上継続して「表示基準」に適合していると認められるものについては、適マークの下に「適継続章」（最高10

年以上継続で、適継続章5枚）を貼付することとなっていること等も効果を及ぼし、「修学旅行等の利用に際して学校長から適マークの有無について所轄消防署あてに照会」や「旅行会社がホテルや旅館と契約する際に適マークの交付を条件とする」といった形で活用された。

このため、この種の旅館・ホテル等では「適マーク」の交付の有無が営業上死活問題になるほどの影響力があり、ある意味では法律に基づく制度以上の防火安全上の効果を上げていた。

当制度の運用当初は、導入の契機となった火災に鑑み、その対象を旅館、ホテル等（令別表第一(5)項イ）に限っていたが、適マーク制度の効果が高く、関係者の防火安全に係る取組の推進に寄与していることが判明したことから、適宜対象の拡大が図られ、最終的には次のようなものが対象となっていた。

「令別表第一(1)項、(4)項、(5)項イ及び16項イ((1)項、(4)項及び(5)項イの用途が存するものに限る)の防火対象物で、「法第8条の適用があり」かつ「地階を除く階数が3以上」のもの。」

このように旅館・ホテル等を中心に普及していた「適マーク」制度であるが、防火対象物点検報告制度の導入に伴い、111号通知は平成15年9月30日に廃止された（「改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について」（平成14年消防安132号）以下「132号通知」という。）。

しかしながら、「適マーク」が及ぼした効果や認知度等を考慮し、同通知により平成15年10月1日以降も適マークに關係する二つの制度が運用されることになった。

#### （自主点検報告表示制度）

まず、一つ目が、「自主点検報告表示制度」である。防火対象物点検報告制度の対象と適マーク制度の対象を比較すると、前者の方がはるかに狭い。そのため、従前適マークの交付を受けていた防火対象物の中には、防火対象物点検報告制度の対象とならないものが多数ある。そのような対象物における自主的な防火の取り組みを推進しようというものが、「自主点検報告表示制度」である。

本制度の対象となるのは、適マーク制度の対象となっていたものであり、基本的な仕組みも111号通知の考え方を踏襲した形で132号通知に示されている。ただ、表示するマークについては、適マーク制度との混同を避けるため、



適マーク



新たに「防火自主点検済証」が定められた。

#### (暫定適マーク制度)

二つ目が「暫定適マーク制度」である。これは平成15年9月30日時点において、111号通知により「適マーク」の交付を受けている防火対象物について、平成18年9月30日までの3年間に限り、「適マーク」を表示してもよいとする制度である。

つまり、平成15年10月1日以降、従前適マークの交付を受けていた防火対象物については、防火対象物点検報告制度か自主点検報告表示制度のいずれかの対象になるが、3年間に限りこれらの制度と並行して暫定適マーク制度が運用されていたことになる。

## 5 防火対象物点検報告制度の現状

平成15年10月1日から運用が開始された防火対象物点検報告制度であるが、近年の実施率は次のグラフで示されるように、約50%とほぼ横ばいの傾向となっている。

また、その実施率を防火対象物の用途毎に確認してみると

と、適マークの対象となっていた劇場、百貨店、ホテル・旅館等で高く、キャバレーや飲食店で低くなっていることがわかる。

このような状況から、消防庁が設置する「予防行政のあり方に関する検討会（座長：平野敏右東京大学名誉教授）」においても「防火対象物点検報告制度の実効性向上」が論点の一つとして提示され、

「点検報告義務違反に対して制裁的な公表制度を適用してはどうか。」

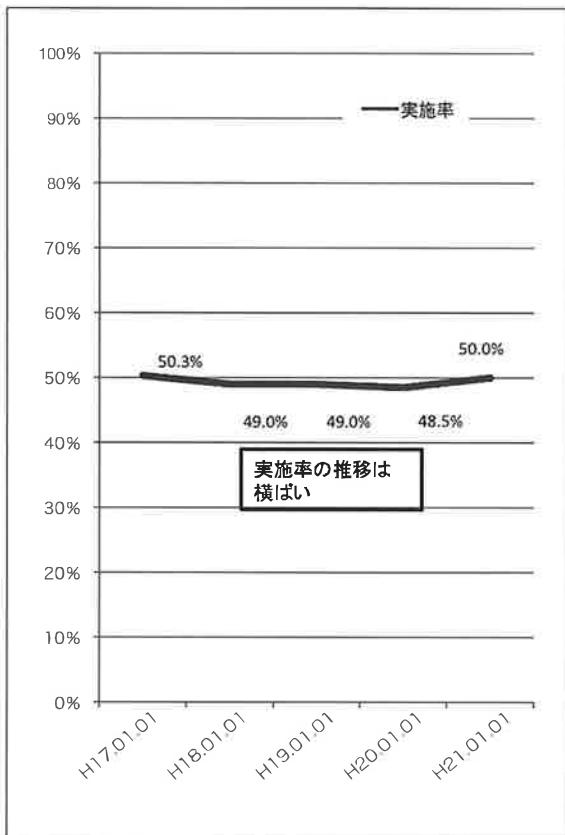
「点検結果を受けて法令違反の改善を図る義務を明文化してはどうか。」

「現行制度では、建物単位で全ての管理権原者（事業所等）が基準を満たしている場合に限り表示できるが、各管理権原者（事業所等）の単位での表示を可能とする措置を講じてはどうか。」

等の意見が出されていたが、同検討会の下に設けられた「基本問題に関する検討部会（部会長：菅原進一東京理科大学教授）」の平成22年12月1日の会議資料を見ると、これらの問題については「引き続き検討」ということになっている。

(K. I.)

防火対象物毎の防火対象物点検報告実施状況



近年の防火対象物点検報告実施率の推移

